

第 10 章 資本勘定・金融勘定の推計

1. 資本勘定

(1) 総固定資本形成

「第 7 章 3. 総固定資本形成」参照。

なお、総固定資本形成は、資産分類別に、「住宅」、「その他の建物・構築物」、「機械・設備」、「防衛装備品」、「育成生物資源」、「知的財産生産物」から成る。また、住宅・宅地の取得費用として生じる不動産売買仲介手数料・分譲住宅販売マージンは「住宅」、非住宅の不動産売買仲介手数料、新規の土地利用のために生じる土地改良費及び新規のプラント設置に際して生じるエンジニアリング費は「その他の建物・構築物」の総固定資本形成として記録する。

(2) 固定資本減耗

固定資本減耗とは、建物、構築物、機械・設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を示す。また、資産の処分時に要する費用のうち、特に大規模なものについても、使用期間中に前もって負担を平準化した上で、固定資本減耗に含める³⁷。

固定資本減耗は、「第 11 章 2. 各項目の推計方法」に記載のとおり、恒久棚卸法による期末資本ストック残高の推計と同時に、資本財×制度部門（及び経済活動）のマトリックスとして計算し、再調達価格（時価）で表示する。

固定資本減耗の計算方法は社会資本も含めて全て定率法を採用し、計算に使用する償却率は『民間企業投資・除却調査』（内閣府）等のデータから推計・設定する。なお、償却率は経年による減価償却と確率的に発生する除却を合わせた形で計算されるため、概念的には減価償却のみならず、資本偶発損も含んだものとして定義される。また、償却率は資本財の種別と取得時期（ビンテージ）によって規定されるものとし、基本的に基準改定ごとに再設定することを想定して、同一の基準における年次推計の間は一定とする³⁸。資本財のグループごとの償却率の推計・設定の考え方は以下の a. ~ c. のとおりである。また、資本財の集約した分類ごとにみた償却率（2019 年の実質ストックと 2020 年の実質固定資本減耗から逆算した実効ベースの償却率）は、表 10-1 の

³⁷ 平成 23 年基準以降は、2008SNA の考え方に基づき、総固定資本形成として記録される所有権移転費用の精緻化を行っており、資産の処分に要する費用のうち大規模なもの（終末費用）として、原子力発電施設の解体費用を位置づけ、固定資本減耗を記録している。同固定資本減耗は、電力会社の有価証券報告書から、原子力発電施設に係る資産除去債務の期中増加額の情報を用いて推計する。

³⁸ 『民間企業投資・除却調査』は平成 17 年度から開始された比較的新しい統計調査であり、調査継続による結果の蓄積・充実を踏まえて、基準改定の都度、過去に遡って財別償却率を再計算結果に置き換えている。

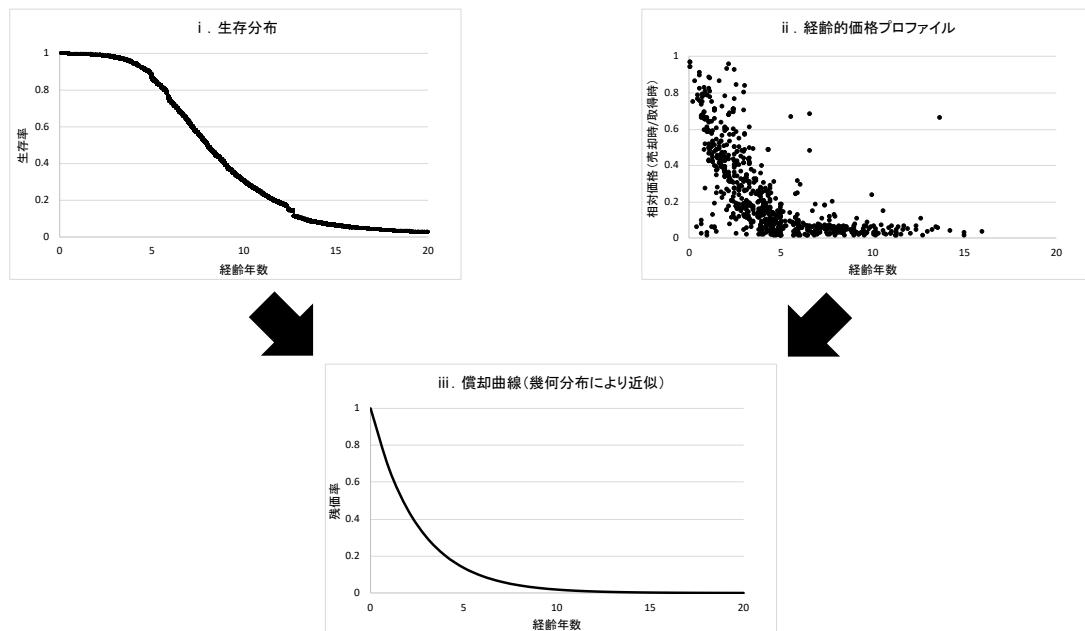
とおりである。

なお、恒久棚卸法から計算される固定資本減耗はすべて暦年値であり、四半期値については、総固定資本形成のフローと整合的な四半期の補助系列を作成し、これを用いて暦年値を四半期分割する。

a. 企業設備（一部の構築物、防衛装備品、知的財産生産物を除く）

企業設備の償却率については、『民間企業投資・除却調査』の回答から得られた企業設備の除却情報をもとに、詳細な資本別の償却率を推計する。具体的には、企業設備の新規取得から廃棄までの使用期間の情報から、資本財別の生存曲線（経年に対して除却されずに使用されている確率（生存確率）を表す）を推計するとともに（図10-1のi）、企業設備の取得時及び売却時の価格情報から、資本財別の経齡的価格プロファイル（中古市場における評価額が経年により新設取得時からどの程度低下するかを表す）を推計し（図10-1のii）、これらの合成分布から、幾何分布で近似した償却曲線を推計し、資本財別に償却率を導出する。

図10-1 企業設備の各資本財の償却率推計のイメージ



b. 住宅

住宅の償却率については、『昭和45年国富調査』（経済企画庁）の結果や『住宅・土地統計』（総務省）等から経年による住宅の減失率や家賃の変化を計測した国内の先行研究³⁹を参考に、木造・非木造で区別して設定している。

³⁹ 野村浩二『資本の測定』（2004）などを参照。

c. その他の固定資産

社会資本やa. に含まれない企業設備（一部の構築物、知的財産生産物）は、『民間企業投資・除却調査』の調査対象外であり、除却について直接観察可能なデータの収集が困難であるため、各種資料から平均使用年数（Average Service Life: ASL）を設定し、国際的に利用されている標準的な計算式（下式）により償却率を導出する。その際に計算式に使用される定数（Declining Balance Rate; DBR⁴⁰⁾ については、各国でも参照例の多い米国商務省経済分析局（BEA）のそれと同様に設定している。

なお、ASLについて、社会資本は種類ごとに『日本の社会資本』（内閣府）における検討結果など参考として設定する。防衛装備品については、資本財の種類ごとに防衛省資料等より得られる配備から退役までの実使用年数をもとに設定する。コンピュータソフトウェアについては企業会計で利用される耐用年数をもとに設定する。研究・開発は、国際的にも一般的な平均使用年数10年を想定して設定し、特にR&D投資の大半を占める製造業については、産業ごとに平均使用年数に差をつけている（9 - 15年）。その際には、産業ごとの生産技術・知識が各産業の使用する産業用機械に体化されるため、その陳腐化のスピードもまた産業用機械の償却率に反映される仮定して、各産業の産業用機械の償却率の違いを用いて調整している⁴¹。娯楽作品原本については、OECDハンドブックで推奨されている平均使用年数を参考に10年と設定した。所有権移転費用のうち不動産売買仲介手数料・分譲住宅の販売マージンについては、『土地保有・動態調査』、『住宅市場動向調査』（いずれも国土交通省）の結果から推計した平均保有期間をもとに設定した。

定率法による標準的な償却率の計算式

$$\delta = \frac{DBR}{T}$$

δ : 傷却率

DBR : Declining Balance Rate

T : 平均使用年数 (ASL)

⁴⁰ DBRは、定率法における初期時点の償却額が、定額法の場合のそれに比べてどの程度大きいかを示す比率。アメリカでは、DBRは、資本財に応じて数種類が使い分けられている。同一のDBRの下では、ASL到達時の残価率が、ASLに拠らず近似的に一致する性質を持つ。

⁴¹ より具体的には、第11章で得られる固定資本ストックマトリックス（実質値）から各産業の所有する産業用機械のウェイトを計算し、資本財別償却率を産業ごとに加重平均することで、産業別のばらつきを観察している。

表 10-1 資本財別実効償却率

表章分類	集計分類	実効償却率
住宅		0.057
	住宅(木造)	0.057
	住宅(非木造)	0.041
	住宅(改修・改修)	0.100
	住宅の売買仲介手数料・分譲マージン	0.083
住宅以外の建物		0.078
	住宅以外の建物(木造)	0.073
	住宅以外の建物(非木造)	0.071
	住宅以外の建物(改修・改修)	0.098
	住宅以外の建物の売買仲介手数料	0.110
	仮設住宅	0.135
構築物		0.024
	一般道路・街路	0.020
	高速道路	0.018
	河川	0.008
	河川総合開発	0.012
	海岸	0.036
	砂防	0.021
	下水道管渠	0.011
	下水道終末処理施設	0.021
	港湾	0.019
	漁港・漁場整備	0.019
	空港	0.071
	廃棄物処理	0.042
	都市公園	0.026
	農業土木	0.028
	林道	0.020
	登山	0.019
	鉄道軌道	0.044
	電力施設	0.043
	電気通信施設	0.043
	上・工業用管道	0.016
	ガス施設・民間構築物・その他	0.042
	プラントエンジニアリング	0.025
輸送用機械		0.191
	乗用車	0.266
	トラック・バス・その他の自動車	0.190
	二輪自動車	0.359
	鋼船	0.103
	その他の船舶	0.130
	船用内燃機関(民生品)	0.212
	鉄道車両	0.102
	航空機(民生品)	0.157
	自転車	0.190
	その他の輸送機械	0.152
情報通信機器		0.241
	複写機	0.329
	その他の事務用機械	0.205
	有線電気通信機器	0.239
	携帯電話機	0.261
	無線電気通信機器(民生品)	0.198
	ラジオ・テレビ受信機	0.205
	その他の電気通信機器	0.139
	ビデオ機器・デジタルカメラ	0.245
	電気音響機器	0.202
	パソコン・コンピュータ	0.307
	電子計算機本体(除くパソコン)	0.245
	電子計算機附属装置	0.289
その他の機械・設備		0.182
	ボイラ	0.104
	タービン	0.130
	原動機	0.156
	ポンプ・圧縮機	0.144
	運搬機械	0.130
	冷凍機・温湿度調整装置	0.146
	その他のはん用機械	0.142
表章分類	集計分類	実効償却率
その他の機械・設備(機器)		
	農業用機械	0.111
	建設・鉱山機械	0.149
	織維機械	0.112
	生活関連産業用機械	0.176
	化学機械	0.147
	鋳造装置・プラスチック加工機械	0.158
	金属工作機械	0.139
	金属加工機械	0.135
	機械工具	0.169
	半導体製造装置	0.209
	金型	0.181
	真空装置・真空機器	0.181
	ロボット	0.171
	その他の生産用機械	0.164
	サービス用・娛樂用機器	0.342
	計測機器	0.181
	醫療用機械器具	0.265
	光学機械・レンズ	0.136
	回転電気機械	0.136
	変圧器・変成器	0.126
	開閉制御装置・配電盤	0.166
	その他の産業用電気機器	0.173
	民生用エアコン・ヒートポンプ	0.164
	民生用電気機器(除くエアコン)	0.217
	電子応用装置除く	0.194
	電気計測器	0.201
	電気照明器具	0.118
	その他の電気機械器具	0.207
	ロープ・漁網・ネット	0.293
	織物製衣服	0.293
	じゅうたん・床敷物	0.128
	木製器具	0.248
	木製家具	0.160
	金属製家具	0.173
	その他の家具・装備品	0.159
	建設用金属製品	0.126
	ガス・石油機器・暖房・調理装置	0.163
	金属製容器・製缶板金製品	0.145
	その他の金属製品	0.161
	運動用品	0.172
	時計	0.156
	楽器	0.106
	その他の製造工業製品	0.149
防衛装備品		0.075
	武器	0.072
	電子応用装置(防衛装備品)	0.176
	無線電気通信機器(防衛装備品)	0.201
	艦船	0.056
	船用内燃機関(防衛装備品)	0.110
	航空機(防衛装備品)	0.071
育成生物資源		0.288
	育成植物(果樹・茶木等)	0.200
	育成動物(乳牛・競走馬等)	0.309
研究・開発		0.156
	研究・開発(市場生産者)	0.110-0.183
	研究・開発(一般政府)	0.165
	研究・開発(非営利)	0.165
鉱物探査・評価		0.165
	コンピュータソフトウェア	0.330
	娛樂作品原本	0.165

※「研究・開発(市場生産者)」の償却率は製造業の内訳で幅を持たせている。

(3) 在庫変動

第7章「4. 在庫変動」における主体別在庫変動を制度部門ごとに合計する。

(4) 土地の購入 (純)

a. 推計の範囲

土地の購入（純）（以下「土地純購入」という。）は、土地取引の収支（「購入額」－「売却額」）である。

土地取引は居住者間でのみ行われるものとする。「非居住者が土地を購入した場合」は、居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、非居住者はこの名目的な機関に対し土地の購入額に等しい金融資産を取得すると擬制するため、国内部門の土地純購入の合計は「0」となる。

また、居住者が海外の土地を購入した場合には、非居住者たる名目的な機関が土地の所有者となり、居住者はこの名目的な機関に対し対外直接投資を行うと擬制される。

b. 制度部門別推計方法

(a) 非金融法人企業

i. 民間非金融法人企業

民間非金融法人企業の所有する土地純購入は、『土地保有・動態調査』(国土交通省)の取引主体別（「法人」、「個人」、「国・地方公共団体」の別）の土地取引金額をもとに、以下の「(a) ii」、「(b)」～「(e)」で推計する民間非金融法人企業以外の制度部門の土地純購入の合計を引いた残差として推計する。

なお、第一次年次推計では、調査・公表時期との兼ね合いから『土地保有・動態調査』が利用できない。このため、前暦年の土地純購入を同調査の情報を使って事業用資産と販売用資産に分け、事業用資産は『四半期別法人企業統計』の土地購入額と売却額等から延長推計し、販売用資産は適当な情報がないため前暦年値横置きとする。

ii. 公的非金融企業

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益等を加減算して推計する。地方公的企業分については、『地方財政統計年報』から推計する。

(b) 金融機関

i. 民間金融機関

土地資産額推計（「第11章2. (1)b. (a) 土地 iii. 制度部門分割」参照）より得られる金融機関の土地資産額を、土地面積で割戻した単価に土地面積の増減を乗じて推計する。

ii. 公的金融機関

各機関の貸借対照表の土地期末残高から期首残高を差引き、土地の売却損益等を加減算して推計する。

(c) 一般政府

土地購入額から土地売却額を差し引いて求める。

i. 土地購入額

中央政府及び社会保障基金については、総固定資本形成を推計する際に『建設業務統計年報』(国土交通省)の工事種類別の用地比率を用いて控除される用地費分及び決算書に示された不動産購入費等を合計する。地方政府については、普通会計分は

『地方財政統計年報』の「用地取得費の状況」による額を計上し、非企業特別会計分についても『地方財政統計年報』から推計する。

ii. 土地の売却額

中央政府、社会保障基金及び地方政府とも土地売却収入に当たる項目を集計する。

(d) 家計(個人企業を含む)

家計の土地純購入は、『土地保有・動態調査』の「個人」の土地取引金額から推計する。第一次年次推計では、国内全体の土地純購入(「0」)から、「(a) ~ (c)」、「(e)」の合計の土地純購入を引いた残差とする。

(e) 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体の土地純購入は、土地資産額と同様に、私立学校、宗教法人、介護・社会福祉施設の合計としている。このうち、宗教法人については『土地保有・動態調査』の法人業種別土地取引額の「宗教」から推計する。私立学校、社会福祉施設については、土地資産額推計より得られる各機関が所有する土地資産額を面積で割戻した単価に、面積の増減分を乗じて推計する。第一次年次推計では、「宗教法人」については適当な情報がないため前暦年値横置きとする。

c. 四半期別推計の方法

制度部門別の土地純購入の四半期値については、使用する主な基礎統計の属性に応じて、暦年又は年度値の四等分等によって推計する。

(5) 資本移転

資本移転については、基礎統計等において支払先と受取先を特定できるものについて、国の決算書、『国際収支統計』等から推計する。

『国際収支統計』で把握される資本移転等収支の受払(海外からの受取・海外への支払)については、「一般政府」の受払は一般政府の資本移転の受取・支払として、「一般政府」以外の受払は民間非金融法人企業の資本移転等の受取・支払として記録する。

国内における資本移転について、家計から一般政府への資本税の支払、一般政府内の資本移転(中央政府から地方政府への公共事業の補助費等)、その他の一般政府や公的企業と他部門との間の受払は決算書等から推計する。そのほか国内における民間部門間の資本移転については、原子力事故損害賠償や金融機関(貸金業)からの過払金の返還等、把握可能な範囲に限り各機関や業界団体の公表資料等から推計する。また、大災害に伴う多額の保険金の支払いについても、2008SNA勧告に従い、経常移転ではなく資本移転として記録する。

2. 金融勘定

金融面の計数については、フロー勘定である金融勘定とストック勘定である貸借対照表勘定を接合して推計するため、本節でストック推計についても併せて説明する。なお、金融面の計数は、表10-2の部門構成、表10-3の金融資産・負債項目構成により推計している。

(1) 推計方法の概要

a. 推計で使用する基礎資料について

金融資産・負債残高及び取引は、原則として、『資金循環統計』⁴²を基礎資料とするが、より精度の高い他の資料が入手できる場合はこれを用いて推計を行う。

表10-2 金融面の勘定の部門構成

制度部門	内訳部門	『資金循環統計』との比較
非金融法人企業	民間非金融法人企業	
	公的非金融企業	
金融機関	中央銀行	
	預金取扱機関	国内銀行、在日外銀、農林水産金融機関、中小企業金融機関等、合同運用信託
	マネー・マーケット・ファンド	うちMMF・MRF※
	その他の投資信託	証券投資信託のうち※以外
	その他の金融仲介機関	ノンバンク、ディーラー・ブローカー、公的金融機関
	公的専属金融機関	
	非仲介型金融機関	
	保険	
	年金基金	
	民間金融機関（再集計）	
一般政府	公的金融機関（再集計）	
	中央政府	
	うち一般会計・特別会計	（資金循環統計に該当部門なし）
	地方政府	
社会保障基金	うち公的年金	公的年金
家計		
対家計民間非営利団体		
海外		

⁴² 『資金循環統計』は、日本銀行の独自データ以外に『国際収支統計』や『法人企業統計』などの各種統計も利用して作成する加工統計である。『資金循環統計』の作成に使用される基礎統計等については、日本銀行のホームページで公表している『資金循環統計の作成方法』等を参照されたい。

b. 取引項目の計上方法

フロー編付表6-2を除く各表では、国民経済計算の国際基準に則って、同一制度部門内の金融資産・負債について、全てグロスで表示している。

一方、フロー編付表6-2では、IMFの『政府財政統計(GFS)マニュアル2014』に準拠し、一般政府の内訳部門内の金融取引や債権債務を金融資産・負債から控除している。また、一般政府の内訳部門間についても、「部門間調整」という項目で統合処理している。これらの部門内、部門間の金融取引やポジション等の相殺は統合処理(consolidation)という。同表での推計方法については、本章「4. 政府財政統計(金融資産・負債)」で述べる。

c. 推計手順

原則として、各年度末の金融資産・負債残高表を作成し、次にその期中増減額を年度中の金融取引額とするが、価格変動のあるものについては『資金循環統計』の取引額を使用する方法や、帳簿価格の増減など別の方法で取引額を推計する。

暦年値は、年度値と同様の作成方法によるが、直接推計が困難な項目はそれぞれ関連資料や『資金循環統計』の年度末残高と暦年末残高の比率等を利用して年度計数を暦年計数に転換する。ただし、『資金循環統計』に該当する計数がない場合などは、横置きなど別の方法で推計を行う。

各制度部門の推計方法と『資金循環統計』以外の主な推計資料は以下のとおりである。項目ごとの基礎資料等は、「(2) 項目別推計方法」に記載する。

(a) 公的非金融企業

『資金循環統計』より推計を行う項目以外については、以下の資料等より推計を行う。

- ・ 独立行政法人や特殊会社などの法人については、各機関の財務諸表や各種資料の積上げによって推計する。
- ・ 国の特別会計については、特別会計の決算書や財務書類より推計する。
- ・ 地方公営企業については、『地方公営企業年鑑』(または、その元となる『地方公営企業決算状況調査』)を使用して推計する。
- ・ 地方公社(住宅、道路)については、各機関の財務諸表や『第三セクター等の出資・経営等の状況に関する調査』(総務省)を使用する。

(b) 公的金融機関

『資金循環統計』より推計を行う項目以外については、国の決算書(特別会計決算参考書、国の債権の現在額総報告)や特別会計の財務書類のほか、各機関の財務諸表より推計を行う。

(c) 中央政府

『資金循環統計』より推計を行う項目以外については、以下の資料等より推計を行う。

- ・独立行政法人については、各機関の財務諸表の積み上げにより推計を行う。
- ・国の一般会計や特別会計については、国の決算書のほか『国債統計年報』(財務省) や『財政金融統計月報』の各種情報などから推計を行う。

(d) 地方政府

『資金循環統計』より推計を行う項目以外については、『地方財政統計年報』や、地方独立行政法人(公立大学法人含む)の財務諸表の積み上げから推計する。独立行政法人や政府関係金融機関からの借入は、貸し手側の財務情報から、地方公共団体の借入額を確定する。

(e) 社会保障基金

『資金循環統計』より推計を行う項目以外については、以下の資料等より推計を行う。

- ・年金や労働保険などの国の特別会計については、国の決算書や特別会計の財務書類より推計を行う。
- ・国家公務員や地方公務員の共済組合については、各連合会の財務諸表のほか『国家公務員共済組合事業統計年報』(財務省) や『地方公務員共済組合等事業年報』(総務省) を使用する。
- ・健康保険組合については、『組合決算概況報告』(健康保険組合連合会) を使用する。
- ・その他の共済組合や法人等については、各機関の財務諸表より推計する。

(f) 海外

多くの項目について『資金循環統計』より推計を行うが、一部の項目については『国際収支統計』、『本邦対外資産負債残高』および『外貨準備等の状況』(財務省) 等も使用する。

(g) 上記以外の部門

原則として『資金循環統計』より推計を行う。

表10-3 金融資産・負債項目

大項目	内訳項目
貨幣用金・SDR	貨幣用金 SDR
現金・預金	現金 日銀預け金 政府預金 流動性預金 定期性預金

大項目	内訳項目
	譲渡性預金 外貨預金
貸出・借入	日銀貸出金・借入金 コール・手形 民間金融機関貸出・借入 公的金融機関貸出・借入 非金融部門貸出金・借入金 割賦債権・債務 現先・債券貸借取引
債務証券	国庫短期証券 国債・財投債 地方債 政府関係機関債 金融債 事業債 居住者発行外債 コマーシャル・ペーパー ¹ 信託受益権 債権流動化関連商品
持分・投資信託受益証券	持分 上場株式 非上場株式 その他の持分 投資信託受益証券
保険・年金・定型保証	非生命保険準備金 生命保険・年金保険受給権 年金受給権 年金基金の対年金責任者債権 定型保証支払引当金
金融派生商品・雇用者ストックオプション	フォワード系 オプション系 雇用者ストックオプション
その他の金融資産・負債	財政融資資金預託金 預け金 企業間信用・貿易信用 未収・未払金 直接投資 対外証券投資 その他対外債権・債務 その他

(2) 項目別推計方法（主に年度末値の推計）

『資金循環統計』と制度部門分類が異なる機関や、『資金循環統計』より細かい分類で推計を行う部分については、財務諸表等の各種資料より推計を行う。これらについては下記で触れない。

a. 貨幣用金・SDR

この項目の国内部門の資産額（ストック）は、100万ドル単位で公表される『外貨準備等の状況』（財務省、月次）を基に推計する。ドルから円への換算には、日本銀行で公表される東京市場のインターバンクスポットレート（月末のスポットレート）を用いる。また、貨幣用金・SDRの部門分割は、『資金循環統計』の「うち金・SDR等」を使用するが、その内訳項目のうちSDRとIMFリザーブポジションは中央政府が全額を保有するとみなす。なお、IMFリザーブポジションは本項目には計上しない。

フローは、『国際収支統計』の貨幣用金とSDRより推計する。

中央政府部門に計上されるSDR（負債）については、ストックは『本邦対外資産負債残高』から、フローは『国際収支統計』より推計する。ストックのうち本邦対外資産負債残高において計数が公表されていない年については、IMFでの公表値（IMF Members' Financial Data by Countryの中のJapan）より把握した我が国のSDRの資産と負債の比率にSDRの資産額を掛けることで計算する。

なお、1999年以前については、保有部門についての情報が得られない。そこで、SDRは2000年以降と同様に中央政府が全額を保有するものとみなすが、貨幣用金については「その他の対外債権・債務」に含めている。なお、貨幣用金の時価相当額は、IMFのInternational Financial Statisticsに掲載の貨幣用金の保有量をもとに推計する。

b. 現金・預金

この項目の負債側は、金融機関（または海外の金融機関）となる。この負債側の情報より各項目の合計を確定する。

(a) 現金

一部の公的部門を除き、原則として『資金循環統計』より推計を行う。中央政府以外の公的部門については、財務諸表等より推計を行う。

現金の合計値（ここでは中央銀行の負債）から上記のとおり推計した民間非金融法人企業以外の各部門の資産を控除した残りを民間非金融法人企業の資産として計上する。

家計、対家計民間非営利団体については、2003年度以前については『資金循環統計』の遡及系列⁴³が存在しない。そこで、現金の負債合計から家計、対家計民間非営利団体、民間非金融法人企業以外の制度部門を控除した残差を、『資金循環統計』における2005年の保有比率の比で分割する。

(b) 日銀預け金、政府預金

『資金循環統計』より推計する。

(c) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金

地方政府、社会保障基金、家計、対家計民間非営利団体、民間金融機関等について

⁴³ 2016年9月の遡及改定と整合的な2003年度末以前の系列は存在しない。

は、『資金循環統計』の計数より推計する。公的部門は財務諸表や『地方公営企業年鑑』も使用して推計する。

なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

(d) 外貨預金

一般政府、家計、対家計民間非営利団体、民間金融機関等については、『資金循環統計』の計数より推計する。公的企業は財務諸表も使用して推計する。財務諸表から推計したものについては、残高の増減をそのまま取引額とみなす。

なお、民間非金融法人企業の資産側が残差項目となる。

これらの推計のうち、中央政府の資産、海外の負債にIMFリザーブポジションのうちIMFリザーブトランシュを加算する。推計資料は、(a)に記載している。

c. 貸出・借入

この項目については、原則として貸し手側の情報により各項目の合計を確定する。

(a) 日銀貸出金、コール・手形、現先・債券貸借取引

原則として『資金循環統計』の計数を用いる。内訳となる制度部門については、財務諸表の積み上げより把握する。

(b) 民間金融機関貸出残高

民間金融機関貸出の総額は『資金循環統計』の計数により推計を行うが、『資金循環統計』では一部の公的金融機関の貸出を民間金融機関貸出に計上しているため、資産・負債の合計は『資金循環統計』と一致しない。一方、負債側は公的各部門については財務諸表等を積み上げた計数を用い、民間非金融法人企業を除くその他の部門については『資金循環統計』の計数により推計を行う。なお、民間非金融法人企業の負債側は残差となる。

また、民間金融機関貸出の資金用途別内訳である「住宅貸付」、「消費者信用」についても、原則として『資金循環統計』の計数を用いる⁴⁴。

なお、調整勘定のその他の資産量変動勘定には、償却による貸出債権の減少額（「不良債権の抹消」）が含まれるが、この金額は『資金循環統計』や金融庁などで公表される各種資料により推計する。償却は、民間非金融法人企業、民間金融機関（うちファイナンス会社）、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体、海外が対象となる。

(c) 公的金融機関貸出、非金融部門貸出金、割賦債権・債務

公的金融機関貸出の資産側は、一部を除き、財務諸表の積み上げより推計する。非金融部門貸出金の資産側は、民間部門（海外を含む）について『資金循環統計』の計数を用いるが、公的部門については国の債権の現在額総報告や財務諸表等の積み上げから推計する。割賦債権・債務の資産側は、財務諸表から推計する中央政府や公的非金融企業等を除き、『資金循環統計』より推計する。割賦債権・債務の負債側について

⁴⁴ 2012暦年末以前は、住宅ローン保証に係る求償権を住宅貸付に加算している。

は、民間部門を中心に資金循環統計を使用するが、一部の公的部門については財務諸表や国の財務書類などから推計し、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

公的金融機関貸出の「うち住宅貸付」は、『資金循環統計』の計数を使用する。

なお、住宅貸付を除く公的金融機関貸出の「不良債権の抹消」（調整勘定のその他の資産量変動勘定に記録）は、償却する側の計数については、各公的金融機関の損益計算書や附属明細書に記録されている「貸付金償却」額を抽出し、償却される側の計数については、各公的金融機関の貸出先比率によって民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に按分する。

d. 債務証券

本項目については、負債側から各項目の合計を確定する。

(a) 国債・財投債

負債側は、『資金循環統計』の計数を使用する。資産側は、『地方財政統計年報』、『資金循環統計』等の計数を用いて各部門の計数を求め、残額を国内銀行に計上する。

フローの値は、『資金循環統計』の中央政府負債、財政融資資金の負債の取引の合算値とする。資産側は、公的部門は前期末と当期末の残高の差額をフローの計数とし、残りの部門については『資金循環統計』の計数を用いて残額を国内銀行の計数とする。

(b) 国債・財投債以外の債務証券

原則として、『資金循環統計』の計数を用いる。一部の公的企業の計数については財務諸表等より推計を行う。

e. 持分・投資信託受益証券

本項目については、負債側から各項目の合計を確定する。

(a) 上場株式

ストックの値については、上場株式は、『資金循環統計』の上場株式を用いるが一部の公的部門の資産側については、決算書等により計数を推計する。

フローの値については、上場株式は、『資金循環統計』の計数を用いて資産側、負債側に配分するが、政府保有株式等については実際の売却額、それ以外は残高差分により推計する。ストック、フローともに、その結果発生する残差については、民間非金融法人企業の資産側に計上される。

(b) 非上場株式

非上場株式は、国税庁の類似業種比準方式⁴⁵に準じる方法で民間非金融法人企業等の負債側の総額を推計する。具体的には、『法人企業統計年報』の資本金1000万円以

⁴⁵ 相続税等を計算する際の、取引相場のない株式の財産評価の方法。国税庁では、上場企業の株価や財務データより計算された業種ごとの株価並びに1株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産額（帳簿価額によって計算した金額）が公表されており、これらをもとに計算する。

上の企業の産業別の配当金合計（期末配当と中間配当の合計）、当期純利益、純資産を上場会社および非上場会社の合計とみなす。ここから、上場会社の有価証券報告書の産業別集計値から把握した当期純利益と純資産、『決算短信集計結果』（日本取引所グループ）等より把握した配当金をそれぞれ控除することで非上場会社の計数を推計する。このように推計した非上場会社の計数と各期の類似業種比準価額（法令解釈通達として国税庁で公表）を使用して時価総額を計算する。特殊会社等に対する政府保有株式についても類似業種比準価額を使用して推計するが、特殊会社等には配当や利益についての制限があること多いため、純資産のみを使用して計算を行う。なお、政府保有株式のうち日本たばこ産業株式会社やNTT株式会社等の株式は、東京証券取引所で公表される時価総額に含まれないため、上場後も非上場株式に計上する。残高は、上場株式と同様に、各期末の株価と政府の保有株式数の積より推計する。

民間金融機関については、原則として資産側、負債側ともに『資金循環統計』により推計する。非上場株式の資産側の配分は、原則として公的部門について決算書等を用いて確定し、残額を『資金循環統計』の比率を用いて民間非金融法人企業と家計（個人企業を含む）に配分する。

フローについては、『資金循環統計』や政府保有株式等の増減により負債側の総額を推計する。資産側は、『資金循環統計』で把握できる計数の他、決算書等から算出した残高差額を公的部門の取引額とし、残額を民間非金融法人企業に配分する。

(c) その他の持分

ストックの推計において、その他の持分のうち国が出資する法人は、『政府出資法人一覧』（財務省）や各機関の財務諸表から政府出資や純資産の額を把握し、純資産の額を計上する（政府出資は、後述するフローの推計で使用する）。地方公共団体が出資する法人は、『第三セクター等の出資・経営等の状況に関する調査』（総務省）や『地方公営企業年鑑』を用いる。国の特別会計のうち公的企業にあたるものは、決算書や特別会計の財務書類から純資産を把握し、中央政府の公的企業に対する持分として計上する。民間非金融法人企業への出資は、『会社標本調査』（国税庁）を使用して推計する。上記以外の民間企業等への出資については、原則として『資金循環統計』により推計を行う。

その他の持分のフローは、ストック推計で用いた資料より把握した政府出資額（または資本金および資本準備金）の増減から推計する。なお、一般政府と公的企業との間の例外的支払については、一般政府が公的企業から持分を引き出したものとみなし、その他の持分のフローに計上する。

(d) 投資信託受益証券

原則として、『資金循環統計』の計数から推計を行う。

f. 金融派生商品・雇用者ストックオプション

金融派生商品は、フォワード系、オプション系とともに『資金循環統計』の計数を用いる。『資金循環統計』では資料の制約から2000年7-9月期より取引額（フロー）を計上していないため、フロー表では「-」と表章する。また、ストックの増減には価格変化によるもののほかに量の変化（未推計となっているフローにあたるもの）も存在するが、要因分割が不可能であるため全額を調整勘定のうち再評価勘定に計上する。

雇用者ストックオプションについても、『資金循環統計』の計数を用いる。

g. 保険・年金・定型保証

非生命保険準備金、生命保険・年金保険受給権、年金受給権、年金基金の対年金責任者債権、定型保証支払引当金とともに『資金循環統計』の計数より推計を行う。年金受給権のフローのうち確定給付型企業年金制度に係る分については、第9章の「5. 所得の使用勘定の推計」に記載の「年金受給権の変動調整」の計数を用いる。年金基金の対年金責任者債権のフローについても、所得支出勘定の「雇主の帰属社会負担」のうち確定給付型年金制度（一時金も含む）に係るものの計数を使用して推計を行う。

h. その他の金融資産・負債

(a) 財政融資資金預託金

各種資料により得られた総額と保有部門の内訳の計数により推計する。

(b) 預け金

原則として、『資金循環統計』の計数を用いる。一部の公的企業の計数については財務諸表、地方財政統計年報、各共済組合の事業年報等より推計する。なお、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

(c) 企業間信用・貿易信用

原則として、『資金循環統計』の計数より推計を行う。

なお、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

(d) 未収・未払金

原則として、『資金循環統計』の計数を用いる。一部の公的企業の計数については財務諸表等より推計を行う。

なお、民間非金融法人企業の負債側が残差項目となる。

(e) 直接投資

この項目には、本邦から海外への直接投資のうち株式資本と収益の再投資を計上する。ストックは、資金循環統計の計数を使用し、公的非金融企業の資産については財務諸表などから推計した数字に置換える。その際の不整合は民間非金融法人企業で調整する。資産側のフローも非金融法人分以外は原則として『資金循環統計』を使用するが、公的非金融企業には残高の前年差を計上し、民間非金融法人企業で調整す

る。

(f) 対外証券投資

原則として、『資金循環統計』の計数を用いる。一部の公的企業の計数については財務諸表等より推計を行う。なお、残差は民間非金融法人企業に配分する。

(g) その他対外債権・債務

海外の負債側と残差となる民間非金融法人企業の資産側を除き、『資金循環統計』の計数より推計を行う。『資金循環統計』ではこの項目に貨幣用金やSDR等を含むため、同統計で「うち金・SDR等」としている額を控除する。海外の負債側のストック値については、海外の総負債－総資産（我が国にとっての対外純資産）が『資金循環統計』の金融機関と非金融部門の金融資産負債差額の合計と一致するよう本項目で調整を行う。また、海外の負債側のフロー値についても、海外部門の純貸出（+）／純借入（-）（資金過不足）を海外勘定の「経常対外収支・資本移転による正味資産の変動」の値に合致するよう本項目で調整を行う。最後に、民間非金融法人企業の資産側が残差となる。

なお、1999年以前の貨幣用金については、「a. 貨幣用金・SDR」にするとおり、本項目に含めている。

(h) その他

『資金循環統計』の計数を用いる。なお、国の特別会計決算書の貸借対照表に計上されている特別会計間の繰入金や繰入金未済金については、この項目に含まれる。

i. 参考：インターバンクポジション等（負債）

ストックは、原則として『資金循環統計』の計数を使用する。フローは、ストックの増減をそのまま計上する。なお、基礎資料の制約等から民間と公的に分割しない。

(3) 調整勘定の推計

調整勘定には、当該年度と前年度末のストックの差額と当該年度フローとの差額が計上される。

原則、調整勘定の計数を直接推計することはなく、ストックとフローを推計する過程で計算されるが、公的金融機関貸出・借入については、各機関の貸付金の償却額を積上げる。主な内容は次のとおり。

a. 再評価勘定

(a) 時価評価によりキャピタル・ゲイン／ロスが計上される場合

時価評価を行うことにより取引を伴わずに残高が増減する場合で、調整勘定の中で最も大きな部分を占める。

（例）債務証券、持分・投資信託受益証券、金融派生商品、各対外取引項目

(b) 為替変動に起因したストックとフローの不接合を計上する場合

為替レートの変動による残高変化とその影響を除いたフローとの差額を計上。

(例) 対外取引項目

b. その他の資産量変動勘定

(a) 使用する資料のサンプル替え等のため計上される場合

ストック推計とフロー推計で使用する資料が異なる場合や、サンプル替え等の影響でストックの残高差額とフローの計数が異なる場合に計上。

(例) 非金融部門貸出金、企業間信用・貿易信用の一部、各対外取引項目

(b) 金融機関の貸出金償却をフローに計上しない場合

金融機関の貸出金償却をフローとしてではなく調整勘定として認識し計上（推計手法については、「(2) c. (b)」を参照）。

(例) 民間金融機関貸出、公的金融機関貸出

(c) 基礎統計の改定による断層

『資金循環統計』等の基礎統計の改定による断層が生じている時期がある。たとえば、『資金循環統計』における2008SNA基準の開始始期は2004年度以降であるため、2003年度以前の計数をそのまま使用すると断層が生じる場合がある。これらについては可能な範囲で断層が発生しないように推計するが、基礎資料の制約などで対応できないものについては、基本的にその他の資産量変動に計上している。

3. 純貸出（+）／純借入（-）と純貸出（+）／純借入（-）（資金過不足）

制度部門別資本・金融勘定の各々のバランス項目である純貸出（+）／純借入（-）と純貸出（+）／純借入（-）（資金過不足）は概念上一致するが、実際には乖離が生じる。これは、資本勘定の推計において統計上の不整合が存在すること、資本・金融勘定の推計資料及び推計手法の相違等によるものである。

一国全体としては、制度部門別の純貸出（+）／純借入（-）の制度部門合計に統計上の不整合を加えると純貸出（+）／純借入（-）（資金過不足）の制度部門合計となり、海外に対する債権の変動として統合勘定の資本・金融勘定に記載される。

4. 政府財政統計（金融資産・負債）

(1) 基本的な考え方

2. 金融勘定(1) b. のとおり、フロー編付表6-2にはIMFの「政府財政統計マニュアル2014」に準拠した系列を公表している。ここでは、同表で行っている統合処理(consolidation)の方法等と金融資産の計上方法について記載する。まず、各種基礎資料から、表10-4のように一般政府の内訳部門内（表10-4で○を記載している

部分)の金融資産・負債の持ち合いと、一般政府の内訳部門間(表10-4で△を記載している部分)に該当する金融資産・負債の持ち合いのストック値を作成する。同表の○に該当する金額は、当該部門の資産および負債から直接控除し、△に該当する金額は「部門間調整」の項目にマイナス計上する。一般政府の金融資産・負債残高は、部門内のストック額○を控除した中央政府、地方政府、社会保障基金の残高に部門内調整(マイナス値で計上)を加えたものとなる。このようにして計算したストックの増減等から各内訳部門、部門間調整のフローを推計し、これらの和から一般政府のフローを作成する。調整勘定には、「当年度末ストックー前年度末ストックー当年度フロー」より計算された額が計上されるが、このうち基礎統計の断層や部門分類の変更などによる変動額をその他の資産量変動勘定に計上し、それ以外を再評価勘定に計上する。

表10-4 統合処理のイメージ

		負債		
		中央政府	地方政府	社会保障基金
資産	中央政府	○(部門内)	△(部門間)	△(部門間)
	地方政府	△(部門間)	○(部門内)	△(部門間)
	社会保障基金	△(部門間)	△(部門間)	○(部門内)

また、本表では「政府財政統計マニュアル2014」への整合のため、表10-5のとおり一部の項目について組換えを行っている。

表10-5 政府財政統計で組替えを行っている項目の他表との対応関係(A:資産、L:負債)

	政府財政統計以外の表	政府財政統計(付表6-2)
政府預金		
中央政府保有分	中央政府「現金・預金」(A) その内訳「政府預金」(A)	同左
社会保障基金保有分	中央政府「現金・預金」(A) その内訳「政府預金」(A) 中央政府「その他」(L) 社会保障基金「その他」(A)	社会保障基金「現金・預金」(A) その内訳「政府預金」(A)
財政融資資金預託金	「その他の金融資産」(A)	「現金・預金」(A)
貨幣流通高	中央政府「その他の負債」(L) その内訳「その他」(L)	中央政府「現金・預金」(L)
国家公務員共済組合 および地方公務員共済組合の組合員貯金	社会保障基金の「その他の負債」(L)	社会保障基金「現金・預金」(L)
国際機関への出資 (IMF向けを除く)	中央政府「その他対外債権」(A)	中央政府「持分」(A)

以下では、資産・負債項目別の統合に係る推計手法と項目の組換えについて述べる。なお、統合処理または組換えが必要ない投資信託、保険・年金・定型保証、金融派生商品については、ここでは作成方法を記載しない。

(2) 現金・預金

政府預金（国庫金）については、他の表では中央政府保有分とともに中央政府以外が保有している政府預金を含めた全額を、中央政府の現金・預金（資産）、及びその内訳の政府預金（資産）に計上している。同時に、中央政府以外の部門が保有する政府預金相当額を、同部門のその他を通じた中央政府向け債権として計上している。これに対し本表では、中央政府保有分を中央政府の現金・預金（資産）に、社会保障基金保有分を社会保障基金の現金・預金（資産）に計上し、その他を通じた債権債務関係は控除する。

財政融資資金預託金については、他の表ではその他の金融資産に計上しているが、本表では現金・預金（資産）に計上替えを行う。

貨幣流通高については、他の表では中央政府のその他の負債、及びその内訳のその他（負債）に計上しているが、本表では中央政府の現金・預金（負債）に計上替えを行う⁴⁶。また、政府部门も硬貨等を保有するものの、貨幣流通高との間での統合処理は行わない。

国家公務員共済組合および地方公務員共済組合の組合員貯金については、他の表では社会保障基金のその他の負債、及びその内訳の預け金（負債）に計上している。本表では社会保障基金の現金・預金（負債）に計上替えを行う。

(3) 債務証券（国庫短期証券、国債・財投債及び地方債）

2. 金融勘定（2）d. のとおり、中央政府、地方政府、社会保障基金の資産と負債を推計する。これらの債券は、一般政府のほかに公的企業の発行分が存在する。一般政府の保有する当該債券のうち一般政府が保有するもののみ統合処理が必要である。しかし、基礎統計の制約などから、一般政府の保有する債券を発行部門別に分割することはできない。そこで、一般政府の各内訳部門の保有する債券のうち一般政府の発行分の割合は、市中に残存する債券（同債券の負債側の合計）のうち一般政府の発行分（同債券の一般政府の負債）の割合と等しいと仮定し、下記の式で求めた額を統合処理する。

$$\text{債券A保有額 (各内訳部門の資産)} \times \frac{\text{一般政府の債券A発行分 (一般政府の負債)}}{\text{債券Aの合計 (負債合計)}}$$

⁴⁶ 政府財政統計以外の表では、日本銀行券発行高と貨幣流通高を合わせた全体の金額を、中央銀行の現金（負債）に計上するとともに、内訳の貨幣流通高については本来の発行主体である中央政府と中央銀行との間でその他を通じた債権債務関係として計上している。

フローについては、上記により算出したストック（時価）を、『資金循環統計』より推計した各債券のインデックスで割り戻し、額面相当額を作成する。この増減をフローとする。

(4) 貸出・借入（非金融部門貸出金）及び持分（その他の持分）

貸出・借入については、一般政府に該当する機関の財務諸表の附属明細書や、国の財務書類のように、貸出先別の貸出残高が分かる資料により、表 10-4 のような形でストック値を作成する。持分についても同様に、2. 金融勘定に記載した各種資料から表 10-4 のような形でその他の持分のストック値を作成する。その他の持分については、同じ資料から表 10-4 の形で出資累計額の積み上げを行い、この値の増減をフローの値とする。

他の表においてその他対外債権に計上している一般会計から国際機関への出資（IMF 向けは除く）を、持分（資産）に計上する。

(5) その他の金融資産・負債（未収・未払金及びその他）

未収・未払金については、把握可能なものについて統合処理を行う。具体的には、一般会計（中央政府）の年金特別会計（社会保障基金）に対する未収国庫負担金等を部門間調整に計上している。

表 10-5 のとおり、他表において当項目に計上している一部の計数を本表の他の項目に計上替えしている。

(参考) 社会保障基金の公的年金に係る年金受給権について

2008SNA では、国民経済計算の主要な計数表ではなく補足的な情報として、企業年金のほかにも、社会保障基金の公的年金に関する年金受給権を示すことが推奨されている。社会保障の公的年金に係る年金受給権に相当する情報としては、5 年ごとに行われている公的年金の年金財政再計算や年金財政検証において計算されている、給付現価のうち過去期間に発生した分（将来に受取る年金給付額の割引現在価値のうち、今までに支払った年金保険料に対する分）がある。「国民経済計算年次推計」のフロー編付表 6-2 の欄外では、平成 16 年度、21 年度、26 年度、令和元年度の年金財政検証等の報告書から、厚生年金保険、国民年金、共済保険（旧職位域部分を含む）の給付現価のうち過去期間発生分を積み上げた値を掲載している。